

令和2年度生駒市人権施策審議会（第2回）会議録

- 1 日 時 令和2年11月18日(水) 午前9時30分～午前11時00分
- 2 場 所 生駒市コミュニティセンター4階 会議室402
- 3 出席者
- 委員 山崎委員、石倉委員、三成委員、石川委員、安田委員、山田委員、芝下委員、山口委員
- 事務局 岡田市民部長、向田人権施策課長、萩本男女共同参画プラザ所長、吉岡人権文化センター所長、華井人権施策課主査

※会議公開（傍聴者数1名）

【会議の内容】

(事務局) <挨拶><委員紹介><事務局職員の紹介>

<「生駒市人権施策審議会規則第4条第2項」の規定により、委員互選で委員を会長に選出>

<「生駒市人権施策審議会規則第4条第4項」の規定により、会長の指名で委員を副会長に選出>

(会長) <会長挨拶>

(事務局) <審議会の成立><録音許可>

(会長) <「生駒市人権施策審議会規則第5条第1項」の規定により、議事進行は、会長が行う><開会公開の了解>

前回の審議会で協議した会議録についてですが、逐語会議録及び発言者の氏名の公表について、まず、事務局の方から経緯を紹介してください。

(事務局) 会議録につきましては、手引きでは「会議録については、事務の効率化を図るため、要旨を作成することとし、逐語会議録の作成はできる限り控えてください」となっております。逐語か要旨かにつきましては、各審議会に委ねられておりますので、発言者の氏名の公表とともに委員の皆様でお諮りいただければと思いますので、よろしくお願いたします。

(会長) 今、ご説明にあったように、この審議会に委ねられているということでもありますのでお諮りしたいと思います。逐語の議事録にするか、要旨にするか、この点につきまして、まず、協議に入りたいと思います。

(委員) 私が実名で上げて欲しいという要望を前回の会議でさせていただいていますけど、名前を載せることについては反対の方もおられますので、控えさせていただいて結構と思います。会議録の確認のために今まで送っていただいていたものには実名を上げていただき、それを見させていただいて、事務局の方へ意見などを話させていただきたいと思います。そういうことで、よろしくお願したいと思います。

(会長) 各委員の発言の記録について逐語で通知するように、公表する場合は要旨で、名前につい

ては公表をしないということかどうかというご意見でよろしいでしょうか。じゃあ、今、委員が提案されたように、公表は要旨、各委員にこういう議論をしましたという通知の際には逐語で記名。そして、公表する場合は氏名は出さないということですが、それでよろしいですか。

(委員) はい、結構です。お願いします。

(委員) ちょっと質問させてください。

(会長) はい。

(委員) 逐語を共有するということでしょうか。私はこの会は初めてなので、わからなくて申し訳ないんですけども。

(会長) はい、どうぞ。

(委員) 先程の事務局からの説明では、事務局の負担を少なくするために、逐語そのものを少なくする方向だというふうに伺ったのですが、つまり、委員間で議事録を共有するときは要約とするが、実名を出し、誰がどんな発言をしたかということについては共有する。しかし、それを公表するときには実名は出さないということかと思っていたのですが、そのあたりはいかがでしょう。

(委員) それで結構です。

(委員) そうですか。

(会長) 今、委員が仰るのは、委員の中で共有する場合に、逐語までやるのであれば、事務局の負担のことがあるのではないかというご意見ですね。

(委員) 事務局にそんな負担はかからないと思うんですけどね。

(委員) どうでしょうか。

(委員) 委員に会議の内容を確認するために今まで送ってきてもらっていて、それに名前を上げて欲しいということを私はお願いしているわけです。公開するには、名前を省いてもらっても結構ですということをお願いしています。

(委員) 委員に送る議事録自体が、内容は逐語なんですか。実は、私どもの大学でも、証拠として残すべき重要な記録は逐語で行いますが、事務局の作業が非常に大変なので、秘密を保持できる信頼できる会社に外注しています。そういう事情があるものですから、ちょっと確認させていただきました。

(会長) 事務局はどうなんでしょうか。

(事務局) 確認なんですけれども、今まで委員さんに送ってきましたように、できるだけご発言を活かした形の要約で、実名で皆さんに見ていただいて確認いただく。修正等をいただいて公表するものを皆さんに再度確認いただき、氏名を省いて公表するということがよろしいですか。

(会長) 要約で委員共有、氏名付きの要約で。

(委員) それを送ってもらって、それを見て、事務局とまた打ち合わせる内容を見させていただく。公表は実名を省いてもらって結構です。いろいろな意見が前回もございましたが、それを尊重いたしました。

(会長) 最後に確認させてもらいますけれども、今の内容でよろしいでしょうか。共有するのは逐語じゃなくて要約で、実名入りの要約で共有する、公表は実名を取った要約で公表するということですね。それでよろしいでしょうか。そういう形にさせていただきます。それでは、次は傍聴希望者の皆様、今、何名おられるのでしょうか。

(事務局) 1名です。

(会 長) では、入室をお願いいたします。

<傍聴希望者入室>

(会 長) 次に、案件「LGBTなど性的マイノリティへの施策について」に移りたいと思いますが、事務局の方からご説明をお願いします。

(事務局) <施策説明に先立ち委員にLGBTなど性的マイノリティについて解説をお願いする。委員の紹介>

(委 員) <LGBTなど性的マイノリティについての基本的事項の説明>

○LGBTとSOGI

○生駒市の取組

○同性パートナーシップ証明制度

(会 長) ありがとうございます。奈良市の宣誓制度のことも踏まえて説明いただきましてよくわかりました。それでは、事務局の方から先程少し説明がありましたけれども、パートナーシップ宣誓制度についての説明を続いてお願いします。

(事務局) <「LGBTなど性的マイノリティへの施策について」説明>

○「生駒市パートナーシップ宣誓制度実施要綱」案の説明

(会 長) はい、では、事務局から説明いただきましたので、このパートナーシップ宣誓制度について、何かご意見はございませんか？

(委 員) 5条の本人確認のところなんですけれども、旅券、パスポートは、今もう本人確認にならないんじゃないかという意見も多くて、要するに本籍とか住民票とか何もないので、写真だけですよね。

(事務局) そうです、はい。

(委 員) それでいいんですか。

(事務局) はい、これは生駒市の市民課において、本人確認をする場合の書類の中に入っているものです。奈良市や他の市のパートナーシップ宣誓制度でも、大体こちらを確認書類としております。パスポートを作るときに、様々の確認が行われているということもあって、現在は確認書類と考えております。

(委 員) それと、健康保険証は駄目なんですか。

(事務局) はい、写真が付いているものということになりますので、ここからは外しております。ただ、この第2項に、前項の規定にかかわらず、提示をすることができないときとありますように、ここには細かく書いておりませんが、その場合は、2点確認の書類の中には入っております。これも市民課における本人確認に準じております。この後に宣誓制度の手引きを作るときには、そういうことも書かせていただきます。

(会 長) ほかにご意見はございませんでしょうか。私の方から質問させてもらってもいいでしょう

か。今日ここで審議して、皆さん了解なさった後の処理はどういうふうになるんですか。

(事務局) はい、まずは皆さんのご意見でこのまま進んでとご了解いただければ、この後、要綱に若干の語句の修正等が入ってくるかも知れませんが、最終的に市長の決裁をいただいて要綱ができるということになります。来年の4月1日、2021年4月1日の施行を考えております。それまでに要綱が決まって、他の調整等が済みましたら、議会の方にも報告することなどを予定しております。

(会 長) 議会での承認は、報告という形になるんですか。

(事務局) はい、やはり制度として議会への報告を考えております。3月議会になると思います。

(会 長) 何かご意見ありませんでしょうか。

(委 員) 質問をひとつ。この宣誓証明書と宣誓証明カードというのは、1枚ずつの発行ですか。

(事務局) はい、おひとりずつに1枚ずつ渡す予定です。

(委 員) 2枚発行されるということですね。市に提出するこの宣誓書や確認書とかは1枚でいいですよ。

(事務局) はい、そうです。それから、宣誓書や確認書は控えとしてコピーをお渡しするかも知れません。宣誓証明書、宣誓証明カードは原本をお渡しします。

(委 員) ありがとうございます。

(会 長) ほかにございませんか。

(委 員) パブコメはされないんですか。

(事務局) はい、要綱でもありますし、広く何かの権利の制限に当たる形にはならないと思いますので、現在のところは、パブコメを取る予定はございません。奈良市さんや大和郡山市さんなどパブコメを取らずに進めてらっしゃるところが多いですので、まずはこれで進めていこうと考えております。

(会 長) 他にないでしょうか。

(委 員) もう1回。

(会 長) はい。

(委 員) 承認したとして、それが何か市役所の方の登録みたいなものは残るんですか。

(事務局) 登録の形では残りませんので、宣誓を記録に残すことにはなると思います。今はまだ最終的に決定しておりませんが、届出の変更等があったときに確認できるようにさせていただけようと思っております。この様式の中でも、第3号パートナーシップ宣誓証明書の裏面に宣誓番号という欄を設けておまして、他のところにも宣誓番号が出てくるんですけど、ここに一覧番号でわかるようにしたらどうかと考えております。他の市もこのような形でされているところがあります。

(委 員) 市営住宅に入るときに、これがあれば入居できるというのが大きいかと思うんですけど、

このときも自分たちのカードを見せればいいのですね。

(事務局) はい、宣誓カードを見せていただくことで証明となります。今、市営住宅の担当課、あるいは他に関わる担当課と相談をさせていただいております。市でできることは、なかなか少ないんですけども、応援制度ということで進めていければと思っております。民間さんの方では生命保険であったり、家族割りであったりとか、宣誓制度対象者に様々なサービスをされている企業があります。そういうところでは、このカードを見せていただいたらということで定着していけばということです。

(会長) よろしいでしょうか。これは発行というか、証明手数料とか要るんですか。

(事務局) 証明手数料は無料となっております。どこの市でも無料です。ただ、手続きに必要な住民票等の発行手数料については、それぞれ必要となります。

(会長) 他にご意見、ご質問ありませんでしょうか。なければ引き続き、「LGBTなど性的マイノリティへの施策について」の説明を事務局からお願いします。

(課長) <案件「LGBTなど性的マイノリティへの他の施策について」を説明>

○リーフレットの作成及び配布

○講演会の開催

○相談会、当事者交流会（レインボーカフェ）、研修等の開催

○広報いこまちでの特集記事等の周知

(会長) はい、今説明のありましたリーフレット、講演会、相談会、交流会など、これに関してのご意見、ご質問はありますでしょうか。

(委員) はい。

(会長) はい。

(委員) 2月の講演会が中止になったということなんですけれども、施行が4月なので、7月だとちょっと遅いかなという気がするんですけれども。特に内容的にやっぱり、集まって何とかという抵抗がある方もいらっしゃると思うので、インターネットとかYouTube配信とかでも、講師を予定されている仲岡しゅんさんに頼んで、短い時間でも構わないので、いつでも見れるようなものを作っていただいたらどうかと思うんです。特に、コロナの感染が来年の7月に収まっているとは思えないので。中止にせずに、またコロナだからできるというので、オンラインで講座とか進めているんですけれども、そういう形で、ちょっと違う媒体を使って、集まらずにできたらいいんじゃないかなと思うんです。4月までに、まだちょっと時間がありますので、誰でも見れるもので常に見れるような、例えばYouTubeで配信をして、それを人権施策課のホームページから見れるようにしていただくとか、そういう形でもできるんじゃないかなと思います。インターネットをいろいろ使って、是非そっちの方で、この制度の施行前にや

っていただけないかなというふうに思いました。

(事務局) 検討させていただきたいと思います。本来は、4月に向けて2月に講演会開催を考えていたんですけど、やはり集まるのに不安を感じてる方が多いこともあり中止としました。なかなかYouTubeに親しめない年代の方もいらっしゃいますので、まずは、広くいろんな方にリアルな場で見ていただきたいというので、7月の市民集会ですと、寿大学やほかのいろんな団体さんの方も大勢集まってくださいますので、そういう場でお届けするというのを考えました。リーフレットも4月までに作成して、パートナーシップとともにLGBT施策として広報していきたいと思っております。石川先生のご意見も考えさせていただきたいと思います。

(委員) 特に先ほど中高生の周知に力を入れていくということだったんで、中高生向けにYouTube作ったら、特に話題性も高いんじゃないかなと思いますので、まず第1弾として、そっちの方向をちょっと考えていただけたらなと。確かに、YouTubeとかだと全年齢型というのは難しいと思うんです。だけど、先ほど言われてた、本当に悩んで亡くなったりとか、追い込まれてしまうようなこととかは、やっぱり若年者に多いのが現状です。集会や集合研修を否定するわけではなくて、集合研修しても中高生が来ないので、中高生に届く声でやらないと教育にはならないし、困っている子どもを助けることはできないので、やはり何か中高生に届く意味では、TikTokだったり、YouTubeだったり、そういうSNSでもtwitterだったりとかを、使っていただくといいのかなって思います。是非進めていただけたらと思います。お願いします。

(会長) はい、貴重なご意見ありがとうございます。本当に若い世代、皆そうですからね。ウェブサイトページでもスマホ型のページでないと見ないですからね。

(委員) YouTube見てない子ども居ないですからね。

(会長) YouTubeとか、スマホで若い世代向けにしていかないと。

(委員) あともう1件。小中学校のGIGAスクール構想で3月に1人1台持たせる方向で今動いていますので、そういったところでも、コンテンツとして出されると、より届きやすいんじゃないかなと思うので、小学校中学校向け、低年齢向け、また中高生の思春期向けということで2つぐらいあってもいいんじゃないかなというふうに思うんですけども。

(事務局) はい、予算も含めて考えさせていただきたいと思います。

(委員) よろしくをお願いします。

(会長) 是非、具体化するよう。ほかにご意見ございませんでしょうか。委員、何かご意見ございませんか。

(委員) 今のご意見、とても効果があるなと思いました。是非導入されればいいと思います。今年の「大阪市性の多様性尊重大賞」で優秀賞を受賞した団体の一つが、子ども向けの動画教材

を作成しています。「新設Cチーム企画」という団体で、事実上ボランティアで学校の先生と当事者の方が協力して、手作り感満載のアニメ教材を作っておられます。そういうものも利用して、リンクを張るなども可能かなと思いました。ご検討いただけたらと思います。

(事務局) はい、是非。

(会 長) ありがとうございます。

(事務局) リーフレットを作るときにも、いろんな方と相談して、まずはYouTubeという意見も出たんですけども、広い方に届けるということもあって、まずはリーフレットにしました。今いろいろお聞きしましたので、検討したいと思います。

(会 長) はい。他に何かご意見ございませんでしょうか。ないようでしたら、案件「LGBTなど性的マイノリティについての施策について」の審議をこれで終わらせていただきます。次に、案件3ですね、「その他」について、事務局の方からお願いします。

(事務局) はい、今回の議事録につきましては、会議録案ということで、出来次第、後日委員の皆様へメール、あるいは郵送で送らせていただきますので、また、ご確認の程よろしくお願いいいたします。以上です。

(会 長) はい。事務局の説明でしたけど、他に何かございませんでしょうか。それでは、案件3の「その他」を終わらせていただきます。他に何かご審議したい点、提案等ございませんでしょうか。ないようでしたら、以上をもちまして、今日の第2回の審議会を終わらせていただきます。どうも、ご協力いただきましてありがとうございました。

(事務局) どうも、ありがとうございました。